

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとして、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの方々との信頼と協働によってこそ、持続的な成長と中長期的な企業価値を創造できると考えております。

そのため、当社では経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の最重要課題としており、意思決定の迅速化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、および内部統制システムを整備することで、会社の透明性・公平性を確保し、すべてのステークホルダーへのタイムリーなディスクロージャーに努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務)

最高経営責任者である代表取締役CEOの後継者は、人格・見識・実績を考慮して選定する方針ではありますが、明確な計画は定めておりません。今後、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会は、代表取締役から後継者の計画及び育成について十分な報告を受け、意見を交換し、検討をおこなってまいります。

(補充原則5-2-1 事業ポートフォリオに関する基本方針)

事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況につきましては、取締役会での議論の上、今後、株主の皆様に分かりやすく示していけるよう努めてまいります。

(原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は、決算説明資料等により中長期的な成長戦略を開示しておりますが、今後、具体的な目標及び実行施策等について株主の皆様に分かりやすい説明の方法を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4 政策保有株式)

当社は、取引関係の維持・強化等を目的として、限定的かつ戦略的に株式を保有いたします。この場合、取引関係の維持・強化によって得られる利益とリスク、資本コスト等を総合的に勘案し、当社の企業価値の増加に資するか否かの観点から、投資の可否を判断いたします。取締役会は、毎年個別の政策保有株式について、保有に伴う便益、リスクが資本コストに見合っているか、中長期的な観点から当社の企業価値の向上に資するかどうかについて経済合理性等を検証し、保有の意義が必ずしも十分でない判断される銘柄については、縮減を図ります。また、議決権の行使にあたっては、中長期的な視点で企業価値向上につながるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかを判断基準として、適切に行います。株式価値を毀損するような議案については、会社提案・株主提案にかかわらず、肯定的な判断をおこないません。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社は、関連当事者間の取引をおこなう場合には、当該取引の合理性、取引条件の妥当性について慎重に検討したうえで、取締役会規則に基づき該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外したうえで、取締役会において決議しております。また、当該取引をおこなった場合には、法令の定めに基づき重要事項については適切に開示をおこなっております。

(補充原則 2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保)

当社は、人材の多様性確保と育成が中長期的な企業価値の向上に繋がるものと考え、性別、年齢、国籍などにかかわらず、能力・実績を重視した公正・公平な人材採用・登用に取り組んでおります。管理職に占める女性労働者の割合は2024年2月末時点で18.6%となっており、2035年度までに30%以上をすることを目標とし、さらなる女性活躍推進に取り組んでまいります。外国人の中核人材については、海外子会社において外国人を管理職へ登用しております。国内においても国籍を区別せず登用の検討をおこない、引き続き多様性の確保を推進してまいります。また、当社の中長期的な企業価値向上と持続的な成長の実現に向けて、組織力向上を目的とした適切な人員配置や次世代の子会社経営人材育成につながる仕組みの構築をおこない、人事制度及び教育研修体系の整備を実施してまいります。

(原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、従業員の資産形成を目的として確定拠出年金制度を導入しております。運用機関、運用商品の選定など、従業員に対する資産運用に関する教育機会の提供をおこなっております。

(原則3-1 情報開示の充実)

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営方針、経営理念(ビジョン、ミッション、バリューズ)、行動規範、行動指針等を当社ホームページや決算説明資料等に開示しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」ならびに有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」に記載のとおりです。

(3) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本報告書「1.1.[取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4) 取締役会が経営幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役・監査役を選任は、当社の企業価値向上に対する貢献度、経営に関する知識や経験、法令・企業倫理に対する見識等に基づき、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会での諮問・答申を受け、取締役会の決議を経たうえで、株主総会の決議により決定しております。取締役に重要な法令違反、会社の名誉又は信頼の著しい毀損を生じさせる行為、著しい業績不振、その他その職責を全うせず解任が必要と認められる場合には、取締役会において審議を経たうえで解任を決議いたします。更に取締役の職も解任する場合には株主総会に付議いたします。

(5) 取締役・監査役候補の選任・指名についての説明

取締役・監査役の各候補者及び略歴について、株主総会招集通知に記載しております。

(補充原則3-1-3 サステナビリティへの取り組み)

当社は、「いつまでも、この“おいしい”を楽しめる社会へ」というミッションの下、「地域の“おいしい”を守り、育て、世界へ」という企業理念に基づく事業活動を通じて、日本が直面する社会課題の解決に寄与し、当社の中長期的な企業価値向上および持続可能な社会の実現を目指しております。後継者不在などの課題を抱える企業をM&Aによりグループ化し、中小企業支援プラットフォームを用いて活性化・成長させ、地域社会にも貢献する当社のビジネスは、ESG経営そのものであり、サステナビリティについての取り組みを強化することで、より持続可能な経営を目指してこれからも活動を継続してまいります。サステナビリティに関する具体的な取り組みについては、当社ホームページ(<https://www.y-food-h.com/business/sustainability/>)にて開示しております。

また、人的資本への投資については、「あなた“らしさ”を大切にします」というバリューの下、性別・年齢・国籍等にとらわれず、多様な人材を確保し、従業員一人ひとりが各人の能力を最大限発揮できる環境づくりを目指すことが、当社の中長期的な企業価値向上と持続的な成長につながると考え、積極的な採用活動、人事制度及び人材育成の強化に取り組んでおります。

人的資本への投資に関する取り組みについては、「有価証券報告書」に開示しております。

(補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲)

取締役会は、意思決定すべき事項を取締役会規則に定めるとともに、経営陣に委任すべき事項を職務権限規程に定めることで、経営陣に対する委任の範囲を明確にしております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき、一般の株主と利益相反の生じる恐れがないと判断される独立社外取締役の候補者を選定しております。また、実績・経験・知見等を総合的に考慮し、取締役会において当社グループの発展に寄与する率直・活発で建設的な意見が期待できる人物を候補者としております。

(補充原則4-10-1 指名・報酬委員会の権限・役割等)

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を過半数とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会を設置しております。委員長は委員の互選により独立社外取締役から選任することとし、本年度においては独立社外取締役2名と、代表取締役CEO1名で構成しております。指名・報酬委員会は、指名・報酬等委員会規程に基づき、取締役の選解任、取締役の報酬体系及びその額をはじめとする重要な事項を審議し、取締役会へ答申しております。

(補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社は、機動的な意思決定と相互の監督をおこなうことができる適正な人数として、定款において取締役は10名以内、監査役は4名以内と定めております。また、各業務領域において必要な知識、経験、能力を有する人材を取締役候補として選任するとともに、取締役会全体におけるバランス及び多様性を確保するようつとめております。

(補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場企業の役員の兼務状況)

当社は、取締役及び監査役の兼務状況について、事業報告や株主総会参考書類等を通じて開示を行ってまいります。

(補充原則4-11-3 取締役会の実効性に関する分析・評価)

当社取締役会は、各取締役・各監査役による自己評価に基づき、取締役会の実効性について分析・評価を行い、取締役会の運営等の改善に活用しております。当期につきましては、取締役会の構成・運営等の観点から分析・評価を行い、取締役会は適切に運営され、取締役会全体の実効性は確保されていることを確認しております。

(補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役・監査役が会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を習得し、取締役・監査役が求められる役割と責務を果たすことができるよう、外部セミナーへの参加、社内研修の機会を設け、それらの費用は会社が負担する方針としております。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主・投資家との建設的な対話やコミュニケーションを図るため、経営管理本部をIR担当部署として体制を整備しております。株主・投資家からの取材につきましては、経営管理本部が代表取締役CEO、取締役CFOおよび取締役経営管理本部長などと対応方法を検討するとともに合理的な範囲内において対応し、また、四半期毎に決算説明会を開催し、その内容を動画にて配信しております。株主・投資家との対話で得られたご意見等は、都度、取締役及び経営幹部に対して報告しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉村 元久	6,923,938	29.25
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,185,300	9.23

株式会社MY	1,900,000	8.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,429,200	6.04
国分グループ本社株式会社	1,188,500	5.02
山口 貴弘	1,086,700	4.59
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	809,302	3.42
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	765,829	3.24
日本たばこ産業株式会社	552,500	2.33
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	468,700	1.98

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社では、大量保有報告書の写しの送付を受けておりますが、2024年2月29日現在における実質所有株式数を完全に把握できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。なお、報告書の内容は以下のとおりです。

保有者: アセットマネジメントOne株式会社
報告義務発生日: 2023年9月15日
株券等保有割合: 3.97%

保有者: レオス・キャピタルワークス株式会社
報告義務発生日: 2023年10月31日
株券等保有割合: 5.03%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	2月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高田 素行	他の会社の出身者													
大竹 博幸	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高田 素行			上場企業の代表取締役として、会社経営、組織運営に関する豊富な経験を有し、当社の経営に対し客観的かつ専門的な助言をいただくと判断し、社外取締役として招聘しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
大竹 博幸			上場企業の取締役として経営に携わった経験や、海外事業での豊富な経験と実績を活かし、当社の経営に対して客観的かつ専門的な助言をいただくと判断し、社外取締役として招聘しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、「指名・報酬委員会規程」に基づき、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、社外取締役2名及び代表取締役で構成され、社外取締役の構成が過半数を超えることで外部的な視点を確保したうえで、取締役から諮問を受けた取締役候補者及び監査役候補者の指名と、報酬に係る議題について審議のうえ意見を集約し、取締役会に答申いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者および会計監査人は定期的に意見交換を行っており、三者間で情報を共有することで連携を図っております。また、監査役は、内部監査担当者より定期的に内部監査実施状況および結果について報告を受ける体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 武士	他の会社の出身者													
池田 淳	他の会社の出身者													
雷 蕾	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 武士			同氏は、ベンチャーキャピタリストおよび会社経営者としての豊富な経験と財務に対する幅広い見識を有しており、高い独立性と大所高所からの視点をもって、当社の監査業務を担うことが可能であることから候補者といたしました。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
池田 淳			同氏はベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験や財務分野における専門的な知識に基づき、幅広い見地から社外監査役としての経営の監視や適切な助言を行うことにより、当社の監査体制を強化できるものと判断したことから候補者といたしました。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
雷 蕾			同氏は、証券会社における資本市場に対する見識およびインバウンド事業をおこなう企業経営者としての経験から、多角的な視点により当社の監査業務を担うことが可能であることから候補者といたしました。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

企業価値及び業績向上のためのインセンティブとして、業績連動報酬制度、ストックオプション制度を導入しております。なお、2022年5月27日開催の第14回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めるため、新たに業績連動報酬制度の一部として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値向上と更なる業績向上への意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬により構成し、独立社外取締役を主な構成員とする指名・報酬委員会において、報酬等の体系及び水準、個人別報酬等の内容、それらの決定方針並びに手続きについて諮問し、その結果を踏まえ、取締役会においてその報酬等の方針およびその内容を決定しております。監督機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役へのサポートは、経営企画本部および経営管理本部が担当しております。取締役会開催にあたり、事前に資料等を配布し、社外取締役および社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明をおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 取締役会・取締役

当社の取締役会は、取締役5名(内、社外取締役2名)で構成されており、代表取締役CEO吉村元久を議長として原則月に1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定をおこなえる体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

b. 監査役会・監査役

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は、3名の社外監査役(内常勤監査役1名、非常勤監査役2名)で構成されております。監査役会は、原則として月に1回開催、必要に応じて臨時監査役会を開催することにしております。監査役会は、監査役全員をもって構成し、監査に関する重要な事項について、報告、協議および決議を行っております。

監査役は株主総会や取締役会等へ出席する他、常勤監査役においては社内各種会議に積極的に参加し、管理体制や業務の遂行など会社の状況の把握に努めております。

c. 経営会議

経営会議は、当社常勤取締役3名、常勤監査役1名、執行役員2名、部門長8名で構成し、原則として毎月1回以上開催しております。経営会議は当社の業務執行に関する重要事項を報告および協議しております。

d. 内部監査室

当社は、内部監査部門として内部監査室を設置しており、専従者の室長1名により構成されております。内部監査室は、代表取締役直轄の組織として他の業務執行ラインから分離され、独立かつ客観的な立場から、当社および子会社の健全かつ適切な業務運営に資するために実効性の高い内部監査の実施に努めております。また、当社グループの内部監査に関する基本方針は、当社が定める「内部監査規程」に基づき当社および子会社の業務運営および財産管理の実態を調査し、諸法令、定款および社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、脱漏、不正などの防止に役立て、経営の合理化および能率の促進に寄与することにあります。

e. 指名・報酬委員会

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を過半数とする取締役3名以上で構成される指名・報酬等委員会を設置しております。委員長は委員の互選により独立社外取締役から選任することとし、独立社外取締役2名と、代表取締役CEO1名で構成しております。指名・報酬委員会は、指名・報酬等委員会規程に基づき、取締役の選任、取締役の報酬体系及びその額をはじめとする重要な事項を審議し、取締役会へ答申しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外の視点を入れた監査・監督体制が経営監視機能として有効であると判断し、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有する社外取締役2名を含む取締役5名で構成される取締役会と、専門的な知見を有する社外監査役3名で構成される監査役会による監査役会設置会社制度を採用することで、有効なガバナンス体制を整備しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、可能な範囲で早期発送ができるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日の設定につきましては、集中日を避け、できるだけ多くの株主の方々にご出席いただけるよう、日程調整に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームを採用しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトで積極的な情報開示に努めてまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに代表取締役CEOが決算の概要を説明する動画を配信しております。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに代表取締役CEOが決算の概要を説明する動画を配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料などを当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	特に規程は作成していませんが、コーポレート・ガバナンスの一環として、その基本的考え方として、多様なステークホルダーの利益バランスを考慮した経営をおこなう方針としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの立場を尊重し、適時、適切な情報を開示することが上場企業の責務であると認識しております。そのため、ホームページ等を利用し、迅速・正確かつ公平に会社情報の開示をおこなってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- a. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社グループは、継続的な企業価値を高めるために、法令遵守の徹底を図り、健全で透明性の高い経営体制を確立することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、経営上の重要な課題の一つとして位置付けております。
- b. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(a) 監査役は「監査役監査基準」等に基づき、法令および定款に適合しているか取締役の職務執行の適正性を監査する。
(b) 「コンプライアンス委員会」を設置して、取締役および使用人が法令、定款および企業倫理を遵守するように努める。
(c) 法令、定款に違反する行為がおこなわれ、またはおこなわれようとしている場合の報告体制として、社内相談窓口を設置し、取締役自らがコンプライアンスを積極的に推進する。
(d) 業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用する。
(e) 適法・適正な業務運営がおこなわれていることを確認するため、執行部門から独立した内部監査部門による監査を実施する。
(f) 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの構築および運用を整備・推進する。
- c. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(a) 取締役の職務の執行に係る重要な情報について、保存期間など管理方法を定めた社内規程を制定し、適切に保存・管理する。
(b) 必要に応じて情報の保存・管理状況の確認、社内規程の見直しをおこなう。
- d. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(a) 食品安全に対するリスクは、原材料から製品に至るまで、その安全性を調査、管理する体制を構築する。また、製品クレーム等の重大事故が発生したときは、当社および当社子会社(以下「子会社」という。)の取締役で構成される専門委員会を設置し、迅速に事態の収拾を図る。
(b) 事業運営に対するリスクは、毎年度の経営計画に反映させ、取締役は自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持ち、総合的な対応を図る。
- e. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制
(a) 当社の取締役および監査役で構成される「取締役会」を原則として毎月1回開催することに加え、必要に応じて随時開催し、重要事項に関する意思決定をおこなう。また、監査役は取締役から業務執行状況の報告を受け、その監督をおこなう。
(b) 当社の常勤取締役、常勤監査役、執行役員および部門長で構成される「経営会議」を原則として毎月2回開催することに加え必要に応じて臨時開催し、「取締役会」で決議される事項の審議等をおこなうと共に、社内規程に基づき決裁権限を受けた子会社の事項に関する意思決定をおこなう。
(c) 経営計画において毎年度の経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実行・評価、改善のマネジメントサイクルを展開する。
(d) 取締役の分掌範囲の責任、権限を明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行をおこなう。
- f. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(a) 当社の常勤取締役、常勤監査役、部門長および子会社代表取締役で構成される「定期連絡会」を原則として毎月1回開催し、子会社からの経営実績の報告および提案に対する協議、確認をおこない、子会社の業務執行を監督する。
(b) 業務の適正を確認するため、当社の取締役または執行役員を子会社の取締役、監査役に充てるとともに、定期的に往査を含めた監督・監査を実施する。
(c) 当社経営理念を業務上の指針と定め、当社および子会社の計画立案から執行までを総括的に管理・評価することにより、マネジメントサイクルを展開する。
(d) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社における業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係る法定等の遵守、および資産の保全状況等を管理する。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助すべき者については、監査役の求めに応じて配置する。

h. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役を補助する使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、取締役の指揮命令からの独立性を確保する。

(b) 監査役を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重する。

i. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

法令の定めによるもののほか、「取締役会」および「経営会議」および「定期連絡会」への監査役の出席等を通じて、重要な情報を連携する。また、監査役から求められた場合、適切に報告する。

j. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度等(監査役等への報告も含む)を通じて報告をおこなった取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いをおこなわないものとする。

k. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をおこなったときは、当該監査役の職務執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

l. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

取締役と監査役との定期的な意見交換の実施や内部監査部門と監査役との緊密な連携等により、監査役監査の実効性を高めるための環境整備をおこなう。

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求には断固としてこれを拒絶することにしております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力に対するマニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(b) 対応部署

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務コンプライアンス部と定めるとともに、対応統括責任者を経営管理本部長と定めております。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備し、関係遮断に努めております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

(イ) 役職者について

社外招聘者を含め取締役候補者または監査役候補者等を選任とする場合は、事前に調査を行い、反社会的勢力関係者の排除に努めております。また、取締役、監査役および執行役員から反社会的勢力と一切かかわりのない旨の誓約書を徴求することにしております。

従業員については、採用に当たって一定の注意を払うとともに、反社会的勢力と一切かかわりのない旨の誓約書を徴求しております。また、課長以上の従業員の採用をおこなう場合、および課長以上に昇格する場合には、「反社会的勢力に対するマニュアル」に基づき事前に反社会的勢力との関係の有無を調査し、反社会的勢力を排除することにしております。

(ロ) 株主について

第三者割当増資や株式交換など、当社の意思を反映しうる場合には、事前に調査を行い、反社会的勢力を排除することにしております。

(ハ) 新規取引先について

「反社会的勢力に対するマニュアル」に基づき、取引先チェックシートを作成する中で、原則として、Googleおよび日経テレコンによる記事検索を行い、反社会的勢力との関係の有無を調査します。取引開始時には、原則として、各種契約書等に「反社会的勢力との関係が無いこと」および「関係を持った場合」の具体的な対応方法について反社会的勢力排除条項を明記することにしております。

(ニ) 既存取引先について

通常必要と思われる注意を払うとともに、「反社会的勢力に対するマニュアル」に基づき、一定の範囲を対象として、定期的に調査・確認を実施しております。また、既存取引先が反社会的勢力と関係を有すると判明した場合や疑いが生じた場合には、速やかに取引関係を解消する体制をとることにしております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

日常の情報収集や緊急時対応のため、弁護士との連携体制を構築しております。

(f) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(g) 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役職者に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求には断固としてこれを拒絶することにしております。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力に対するマニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

(b) 対応部署

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務・コンプライアンス部と定めるとともに、対応統括責任者を経営管理本部長と定めております。

また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力および犯罪行為に対しては、直ちに対応統括部署に報告・相談する体制を整備し、関係遮断に努めております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

(イ) 役職者について

社外招聘者を含め取締役候補者または監査役候補者等を選任とする場合は、事前に調査を行い、反社会的勢力関係者の排除に努めております。また、取締役、監査役および執行役員から反社会的勢力と一切かかわりのない旨の誓約書を徴求することにしております。

従業員については、採用に当たって一定の注意を払うとともに、反社会的勢力と一切かかわりのない旨の誓約書を徴求しております。また、課長以上の従業員の採用をおこなう場合、および課長以上に昇格する場合には、「反社会的勢力に対するマニュアル」に基づき事前に反社会的勢力との関係の有無を調査し、反社会的勢力を排除することにしております。

(ロ) 株主について

第三者割当増資や株式交換など、当社の意思を反映しうる場合には、事前に調査を行い、反社会的勢力を排除することにしてあります。

(ハ)新規取引先について

「反社会的勢力に対するマニュアル」に基づき、取引先チェックシートを作成する中で、原則として、Googleおよび日経テレコンによる記事検索を行い、反社会的勢力との関係の有無を調査します。取引開始時には、原則として、各種契約書等に「反社会的勢力との関係が無いこと」および「関係を持った場合」の具体的な対応方法について反社会的勢力排除条項を明記することにしてあります。

(ニ)既存取引先について

通常必要と思われる注意を払うとともに、「反社会的勢力に対するマニュアル」に基づき、一定の範囲を対象として、定期的に調査・確認を実施しております。また、既存取引先が反社会的勢力と関係有すると判明した場合や疑いが生じた場合には、速やかに取引関係を解消する体制をとることにしてあります。

(d)外部の専門機関との連携状況

日常の情報収集や緊急時対応のため、弁護士との連携体制を構築しております。

(f)反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、対応統括部署に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

(g)研修活動の実施状況

当社は、定期的に役職者に対してコンプライアンス研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

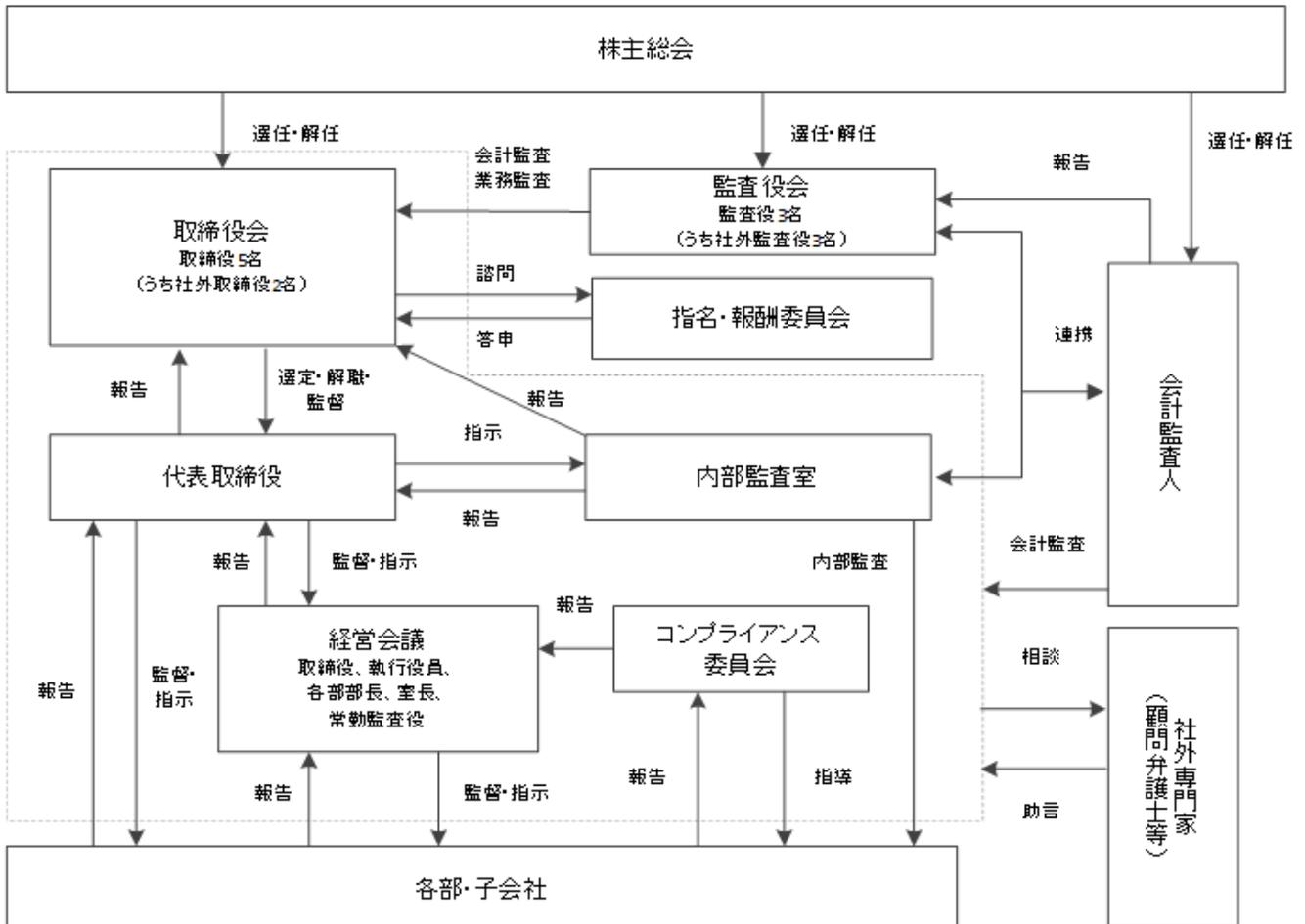
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、法令および東京証券取引所および金融商品取引法の定める基準に従い速やかに開示することを基本方針とし、公正・公平な情報開示をおこなってまいります。

【コーポレートガバナンス体制図】



【適時開示体制図】

